

# TOUEI NEWS

石の素晴らしさをより多く  
の方にお届けいたします

皆様、こんにちは！

当社の理念である「石文化の進歩発展に貢献する」の実現に向け、石材業界の発展にお役に立つ情報をお届けするニュースレターの第7弾です！！ 今回は、作業や施工の際に皆様の健康と安全をお守りする安全防具の中から、作業時の粉塵による健康被害の対策として防塵マスクを紹介致します。

また、弊社ホームページでは、商品の詳細カタログや使い方の動画なども随時UPしておりますので、ぜひご覧ください。

## TOPIC 1

### 粉塵による健康被害と対策

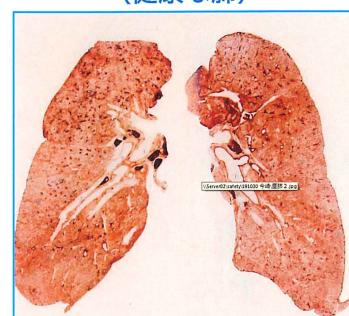
#### ☆塵肺は治りません

石材の切断、研削作業の際には、粉塵が発生します。この粉塵を直接吸引しますと、喘息、呼吸困難、衰弱などの症状を伴う治療困難な肺疾患(=塵肺)の原因となることがあります。塵肺を根治する方法はなく、元の健康な肺に戻ることはできません。粉塵を吸引している初期段階では自覚症状はありませんが咳、痰、息切れなどの自覚症状が出た場合はすでに塵肺が進行している可能性が高いと言われています。

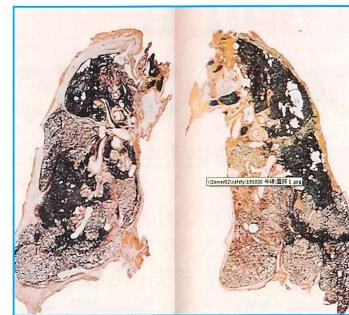
ですから自覚症状が出てから対策をとるのでは遅く、予防処置をとることが非常に重要です。  
主な予防処置は

1. 粉塵の発生をおさえる：散水(掘削現場などに水をまく、予め水で濡らす)
2. 粉塵を除去する：排気装置、除塵装置の使用
3. 粉塵の吸入を防ぐ：防塵マスク、送気マスクなどの保護具を着用する

この中で防塵マスクによる対策は、マスクを購入することすぐに始められる対策です。



(健康な肺)



(塵肺の肺)

#### ☆粉塵を吸わない・吸わせない

作業者に健康被害があり、事業者が多額の賠償金の支払いを命じられた裁判例もあります。海外の石材業界では、乾式での切削、研削作業を禁じた国もできており、湿式への動きが加速しています。

「粉じん障害防止規則」の改正により現在では、作業場所(屋内・屋外)に関わらず、岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業も呼吸用保護具の使用対象になっています。そのため事業者は、それらの作業に従事する作業者に有効な呼吸用保護具(国家検定に合格したもの)を使用させなければならず、順守されない場合は6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金といった罰則も定められています。

じん肺による裁判例	賠償金額
西日本石炭じん肺福岡訴訟	国と鉱山運営企業が総額2億3300万円
トンネルじん肺愛媛訴訟	工事請負ゼネコンが総額2億5300万円

屋外で岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業を行う事業者・作業員の方へ

平成26年7月31日から、**屋外**での  
岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業も  
呼吸用保護具の使用対象になります

「粉じん障害防止規則」の改正により、手持式または可搬式動力工具<sup>※1</sup>を使用した岩石<sup>※2</sup>、鉱物<sup>※3</sup>の研磨・ばり取り作業を行う事業者は、平成26年7月31日からは、屋内<sup>※4</sup>、屋外を問わず、その作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具(防じんマスク)<sup>※5</sup>を使用させなければなりませんので、ご注意ください。

※1 研磨材を使うものに限る

※2 一種または数種の鉱物の集合体のうち、形状が岩状または塊状のもの

※3 地殻中に存する、物理的・化学的にほぼ均一で一定の性質を持つ固体物質と、その人工物(磁石、活性白土、コンクリート、セメント、フライアッシュ、クリンカーラス、人工研磨材、耐火物、重質炭酸カルシウム、化学石こうなど)

※4 坑内または坑口、船艤、管、車両などの内部を含む

※5 国家検定に合格したもの

手持式または可搬式動力工具による岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業

【從業】  
屋内で行う場合に限り、  
有効な呼吸用保護具  
(防じんマスク)が必要



【平成26年7月31日以降】  
作業場所(屋内・屋外)に  
かかわらず必要

詳細は、都道府県労働局または労働基準監督署にお尋ねください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## TOPIC 2

# 新商品 国家検定(DS2)に合格&米国規格(N95)でも認可！



7700



7700V

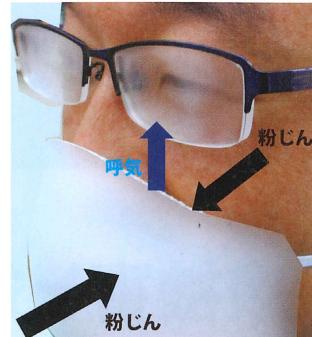
## 山本光学「使い捨て式防じんマスク7700」

山本光学から新発売の「使い捨て式防じんマスク7700」を紹介します。粉じん障害防止規則で有効な呼吸用保護具とされる国家検定にはもちろん合格(DS2)、米国の規格でも認可(N95)されている商品ですので粉じんを伴う作業に従事される事業者の方には安心して選んでいただけます。

作業者の方にとっては、ゴーグルやメガネが曇らず作業の妨げになりません！メガネが曇って視界が悪くなるのが嫌でついついマスクを装着しない、なんて方はいらっしゃいませんか。フィット感を高めるノーズシールのおかげで、粉塵が入らないように顔にぴったりフィット、だから漏れた呼気がマスクを曇らせることがありません。

折りたたみ式なのも見過ごせないポイント。使い捨てマスクの場合、短時間使用したマスクをもう一度使用することはよくあることと思います。そんなとき折りたたみ式であれば使用しない時にポケットに入れておけるし、その時にも口に当たる面が汚れないのが嬉しいですね。

また長時間、マスクをしているとマスクの内側に呼気による水蒸気(水滴)が溜まることがあります。排気弁のついたタイプ「7700V」であれば呼気によるムレが抑えられます。日本の石文化を支える職人の皆様の呼吸器官を守るために、ぜひとも「使い捨て式防じんマスク7700 & 7700V」をご使用ください。



粉じんの捕集基準を満たしていない、国家検定に合格していない商品ではマスク表面から内部まで、小さな粉じん粒子の侵入を許してしまう場合があります。「眼鏡が曇る」ということは、顔とマスクの間にすきがあるためです。呼気が出てくるすきからは、粉じんもマスクの中まで侵入し、結果として粉じんが体内にまで入ってくる恐れがあります。



ストーンアシスト  
2016  
Osaka

## TOPIC 3

# ストーンアシスト (会場：大阪)

日本石材産業協会主催のストーンアシスト2016 in Osaka が11月23日(水・祝日)、24日(木) ツイン21MIDタワー20階で開催されます。今回のテーマは、「お墓のリフォーム」です。

当社は、受付すぐ前の「25番ブース」で出展しております。

23日(水・祝日)の12:00~12:45に、会場内のセミナールームで、「最新の耐震施工の基礎知識」と題しまして勉強会を開催します。接着剤のメカニズムや使用方法を丁寧に説明、アンカー工法の施工手順や要領を分かりやすく解説致します。参加には事前申し込みが必要ですので、詳しくは、日本石材産業協会のホームページをご覧下さい。

<http://www.japan-stone.org/topics/news/20161017-1/>

## TOPIC 4

# 石の情報 ~春彼岸、早めの準備を~

今回は、中国旧正月(春節)のご案内です。

来年2017年度の旧正月の元旦は1月28日(土)です。石材加工の職人さんは地方から出稼ぎに出てこられている方が多く、この正月休みを利用し皆さん帰郷されます。元日の1週間前位から休み始め、正月から1週間ほど休み、合わせて2週間程度休むのが従来のお休みでした。しかし、昨年あたりからこの休む期間が延びており、元日後約2週間は休むようになってきています。来年の場合ですと、1月21日位から2月11日位までが休みになると予想されます。

中国側の受注状況により、休みは変わってきますので、事前に確認されることをお勧め致します。



# 藤栄研材工業株式会社

大阪本社 〒578-0944 大阪府東大阪市若江西新町4-5-25  
東部営業所 〒327-0817 栃木県佐野市伊勢山町14-10

ウェブサイト

<http://touei.ne.jp>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/touei.kenzai/>



商品についてのお問い合わせ・ご注文等は、お近くの石材工具販売店様までお問い合わせください。

TOUEI ドットニュースは、メールでも配信しております。配信をご希望の場合は <http://touei.ne.jp/enquiry/> にて  
必要事項、題名または本文に「ニュース希望」とご入力の上、送信ください。

